

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の設置許可申請	環境管理課
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	健康推進課
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新	〃
○ 指定居宅サービス事業者の指定	長寿社会課
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	〃
○ 指定居宅サービス等の事業の廃止	〃
○ 道路の区域変更	道路整備課
○ 道路の供用開始	〃
【公告】	
○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請	県民生活交通課
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	〃
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	建築指導課
○ 〃	〃
○ 〃	〃
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了	〃
○ 一般競争入札の実施	警察本部会計課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百四十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 美作市

住所 美作市栄町38-2

氏名 美作市長 萩原 誠司

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 大芦高原国際交流の村

所在地 美作市上山1735-1他

平成 29 年 9 月 5 日 岡山県公報 第 1 1 9 2 0 号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	66の3-イ 旅館業の用に供するち ゆう房施設 (世界のバンガロー棟 ちゆう房16①(ドイツ 館), 17①(日本館), 18①(フランス館), 19①(イタリア館), 20①(イギリス館))		66の3-イ 旅館業の用に供するち ゆう房施設 (新バンガロー棟ちゆう 房11①(トルコ館), 12①(ハンガリー館), 13①(スペイン館), 14①(デンマーク館), 15①(オーストラリア 館))		66の3-イ 旅館業の用に供するち ゆう房施設 (湖畔のバンガロー棟 ちゆう房1①~10①)		66の3-ロ 旅館業の用に供する洗 濯施設 (B, C)	
能	力	16①~18①: 24食/日 × 3基(各棟1基) 19①, 20①: 36食/日 × 2基(各棟1基)		11①~14①: 15食/日 × 4基(各棟1基) 15①: 30食/日		18食/日×10基(各棟 1基)		B: 10kg/回 C: 10kg/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続3時間		同左		同左		断続7時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	3.2	4.5	2.0	2.8	4.0	5.6	1.5	3.0
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左		同左		5.8~8.6	5.8~8.6
	B O D (mg/L)	320	400					200	300
	C O D (mg/L)	240	300					200	250
	S S (mg/L)	240	300					120	150
	油 分 (mg/L)	32	40					3	5
	T-N (mg/L)	32	40					20	20
T-P (mg/L)	6	8	3					3	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

平成29年9月5日 岡山県公報 第11920号

区 分	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後		
種 類	66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設 (湖畔のバンガロー棟 浴室)		66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設 (湖畔のバンガロー棟 浴室1②～10②)		66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設 (新バンガロー棟浴室)		66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設 (新バンガロー棟浴室 11②(トルコ館), 12 ②(ハンガリー館), 13②(スペイン館), 14②(デンマーク館), 15②(オーストラリア 館))		
能 力	265 L × 10基		300 L × 10基 (各棟1 基)		265 L × 10基		200 L × 5基 (各棟1 基)		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—		既設		—		既設		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—		既設		—		既設		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—		許可後直ちに		—		許可後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	5時間(17～22時)		同左		同左		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	2.88	3.60	4.2	5.9	2.88	3.60	2.1	2.9
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	B O D (mg/L)	48	60						
	C O D (mg/L)	40	50						
	S S (mg/L)	48	60						
	油 分 (mg/L)	3	5						
	T - N (mg/L)	16	20						
T - P (mg/L)	2	3							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成 29 年 9 月 5 日 岡山県公報 第 1 1 9 2 0 号

区	分	廃 止		廃 止	
種	類	66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (家族風呂棟内風呂)		66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (家族風呂棟露天風呂)	
能	力	265 L × 5 基		600 L × 5 基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		5 時間 (17~22時)		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	1.44	1.80	0	3.0
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左	
	B O D (mg/L)	48	60		
	C O D (mg/L)	40	50		
	S S (mg/L)	48	60		
	油 分 (mg/L)	3	5		
	T-N (mg/L)	16	20		
T-P (mg/L)	2	3			

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成 29 年 9 月 5 日 岡山県公報 第 1 1 9 2 0 号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前	変 更 後			
工場又は事業場における施設番号	合併処理浄化槽	同左			
種 類 及 び 型 式	し尿処理施設, 合併処理	同左			
構 造	処理槽：FRP製 機械室：RC造	同左			
主 要 寸 法	処理槽：W6.30m×L25.43m×H3.44m 機械室：W3.36m×L5.76m×H2.50m	同左			
能 力	880人槽, 165m ³ /日	同左			
処 理 の 方 法	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	－	許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	－	着工後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	－	完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間	同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	129.8	165.0	129.8	165.0
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	B O D (mg/L)	128	160	10	20
	C O D (mg/L)	88	110	10	20
	S S (mg/L)	160	200	5	10
	油 分 (mg/L)	20	25	3	5
	T-N (mg/L)	40	50	20	30
	T-P (mg/L)	4	5	1	2
大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	3,000以下	3,000	

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1		No. 1 (雨水を含む)	
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	129.8	219.0	122.7	190.3
p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左	
BOD (mg/L)	10	20		
COD (mg/L)	10	20		
S S (mg/L)	5	10		
油分 (mg/L)	3	5		
T-N (mg/L)	20	30		
T-P (mg/L)	1	2.3		
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000		
ふっ素 (mg/L)	-	-	0.32	3

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成29年9月5日から同月26日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び美作市役所

◎岡山県告示第四百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

訪問看護ステーションこやま

総社市清音上中島三三九番地四

平成二十九年九月一日

◎岡山県告示第四百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

ザグザグ薬局下市店

赤磐市下市三六四―三

平成二十九年九月一日

◎岡山県告示第四百四十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ふくろうヘルプ

2 所在地

岡山県勝田郡勝央町平八六五番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社永心

2 所在地

岡山県勝田郡勝央町平八六五番地

三 指定年月日

平成二十九年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三六〇〇六一二

五 サービスの種類

訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

高寿園デイサービスセンター

2 所在地

岡山県津山市下高倉西一五八一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人津山福祉会

2 所在地

岡山県津山市下高倉西字ビシヤコ谷一五八一番一

三 指定年月日

平成二十九年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二三四五

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第四百四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

シヨートステイいやしの杜備前

2 所在地

岡山県備前市浦伊部七二一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人廣仁会

2 所在地

岡山県岡山市中区海吉一四四七番地七

三 指定年月日

平成二十九年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇八〇五

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第四百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

マヤ薬局小田中店

2 所在地

岡山県津山市小田中一三二〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社マヤ薬局

2 所在地

岡山県津山市本町三丁目六番地

三 廃止年月日

平成二十九年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇〇二九九

五 サービスの種類

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

平成29年9月5日 岡山県公報 第11920号

◎岡山県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三七三号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
英田郡西栗倉村大字影石字与右エ門田三四三番一地先から 二地先まで	英田郡西栗倉村大字影石字与右エ門田三四三番一地先から 二地先まで	新	一一・〇〇 三八・〇	二六六・〇
英田郡西栗倉村大字影石字与右エ門田三四三番一地先から 英田郡西栗倉村大字影石字牛久四二〇番 二地先まで	英田郡西栗倉村大字影石字与右エ門田三四三番一地先から 英田郡西栗倉村大字影石字牛久四二〇番 二地先まで	旧	一一・〇〇 一七・八	二六六・〇

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

<p>倉敷市昭和 一丁目五八五番九地先まで</p>	<p>倉敷市阿知 一丁目六〇〇番五地先から</p>	
<p>旧</p>	<p>新</p>	<p>別</p>
<p>一九・〇〇 二八・五</p>	<p>一九・〇〇 三一・〇</p>	<p>(メートル)</p>
<p>一八五・〇</p>	<p>一八五・〇</p>	<p>(メートル)</p>

◎岡山県告示第四百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道 一般国	種 類	道路の 路線 名	区 間	供 用 開 始 年 月 日
	四二九号		倉敷市阿知一丁目六〇〇番五地先から 倉敷市昭和一丁目五八五番八地先まで	平成二十九 年九月五日

〔三八七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年八月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人つくぼ片山家プロジェクト

三 代表者の氏名

滝口 美保

四 主たる事務所の所在地

倉敷市帯高七二七

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して、岡山県倉敷市帯高に残る古民家である「つくぼ片山家」の保存・活用と文化芸術の継承に関する事業等を行い、人と人、人と地域がつながるまちづくりや地域包括ケアの推進に寄与することを目的とする。

〔三八八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年八月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岡山県スケート連盟

三 代表者の氏名

小嶋 光信

四 主たる事務所の所在地

岡山市北区岡南町二丁目三番三〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山県におけるスケート競技を代表する団体として、県内のスケート競技団体及び競技者並びに愛好家に対して、競技活動の支援及び競技の普及に関する事業を行い、岡山県内におけるスケート競技の健全な普及振興並びに青少年をはじめとする県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔三八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字七ノ坪二七五―一、二七五―二、二七五―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央二丁目七―二六ヴィレッジロイヤルセブン五〇一

齋藤 隼

三 許可番号

岡山県指令建指第三三三号

〔三九〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六一九―一三、一六二二―二七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央一丁目五―二五サンテメゾンⅡ三〇一号室

矢吹 和也

矢吹 愛未

三 許可番号

岡山県指令建指第一二七号

〔三九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市桜が丘西六丁目八一―四

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田四丁目六一―〇

大和ハウス工業株式会社

岡山支社 支社長 向井 和也

三 許可番号

岡山県指令建指第三六二号

〔三九二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市桜が丘西六丁目八一―一四

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区野田四丁目六一〇

大和ハウス工業株式会社

岡山支社 支社長 向井 和也

五 許可番号

岡山県指令建指第三六二号

〔三九三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年九月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
岡山県警察ネットワーク端末 738式
 - (2) 借入物件の特質等
入札説明書及びネットワーク端末借入仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (3) 借入期間
平成30年2月1日から平成35年1月31日まで
 - (4) 借入場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法
入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- 次の要件のいずれにも該当する者とする。
- (1) 平成29年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第58号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

岡山県公報 第11920号 平成29年9月5日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 納入する機器について、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者であること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
電話（086）226-7538
 - (2) 申請書の提出期限
平成29年10月10日（火） 午後4時
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部警務部会計課契約担当
電話（086）234-0110 内線2216
 - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

岡山県公報 第11920号 平成29年9月5日

ア 交付期間

平成29年9月5日(火)から同年10月10日(火)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ140グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成29年10月18日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成29年10月19日(木) 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室(岡山県庁地下1階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成29年10月10日(火)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
Personal Computer 738 sets

(2) Lease period :
From 1 February, 2018 through 31 January, 2023

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 18 October, 2017

(5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

TEL 086-234-0110, Ext. 2216